

相談体制及び紛争解決を図る体制の制度設計案

1 相談体制

(1) 担当部局の相談窓口

- ① 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供）に関する相談に応ずるものとする。
- ② 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - （ア）市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。
 - （イ）関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- ③ 県は、②の業務のほか、障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。
- ④ 県は、②の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。

(趣旨等)

- （ア）現在設置されている差別に関する相談窓口について、条例での位置付けを図る。
- （イ）相談を行うことができる者については、(1) 障がい者、(2) 障がい者の家族、(3) 事業者、(4) その他の関係者、とし、「その他の関係者」としては、障がい者の介助等を行う支援者などが想定される（行政機関等も含む）。
- （ウ）虐待や雇用差別など、条例における差別の禁止の範囲に属さない事案について相談が寄せられることを想定し、それらについても関係行政機関につなぐ役割を果たし、障がい者の権利擁護に寄与することを④で確認する。

(2) 相談員の設置

- ①県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの条例に規定する差別事案に関する相談に応じるための職員として、相談員を置く。
- ②相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- ③相談員は、(1)の②・③に掲げる業務(助言・調整等)を行うものとする。
- ④相談員は、(1)の②に掲げる業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。
- ⑤相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ⑥県は、相談員に対し、③の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(趣旨等)

- (ア) 相談員の設置について規定を設ける(相談ができる者や業務の内容などは、担当部局の相談窓口と同じ)。
- (イ) 資格(障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者)については、市町で身体障害者相談員や知的障害者相談員を務めた経験を有する者などが想定される。
- (ウ) 相談員は、プライバシー情報に接する機会が多い一方で、採用形態(例えば、臨時の嘱託員として採用するなど)によっては、特別職の公務員として、地方公務員法の守秘義務規定(第34条)が適用されない場合があり得るため、守秘義務を規定する。
- (エ) 相談員が相談業務を遂行するために必要な知識の習得などができるよう、研修の実施を定める。

2 紛争解決を図る体制

(1) 助言及びあっせんの申立て

- ①障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、相談によっては差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、第三者機関が当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- ②障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。
- ③第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

(趣旨等)

- (ア) 助言・あっせんの申立てについて定める（なお、助言・あっせんを行う機関は、「調停、審査、諮問又は調査のための機関（附属機関）」（地方自治法第138条の4第4項）の性質を持つことになるため、附属機関として位置付ける）。
- (イ) 申立権者については、相談体制と同じとし、対象事案は、相談対応での解決が困難な事案とする。
- (ウ) 助言・あっせんは権利救済手続であることに鑑み、障がい当事者側からの申立てについては、他の道府県の条例を参考としつつ、障がい当事者の意思を重視する仕組みとする（「障がい者の家族その他の関係者」には、事業者などは含まない）。
- (エ) 対象事案については、事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になると思われるため、他の道府県の条例及び民法上の不法行為の時効期間を参考とし、三年以内の事案とする。

(2) 事実の調査

知事は、(1)の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(趣旨等)

- (ア) 助言・あっせんの申立てがあった場合の事実関係の基礎調査について定める。

- (イ) 事実の調査の権限については、他の道府県の条例において、知事に付与される例が多いことに鑑み、知事に付与する。
- (ウ) 事実の調査については、関係人の協力義務を定める（関係人としては、当事者のほか、事業者の従業者などが想定される）。

(3) 助言及びあっせん

- ①知事は、(1)の申立てがあったときは、第三者機関に対し、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。
- ②第三者機関は、①による知事からの求めがあった場合は、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと思われるときは、この限りでない。
- ③第三者機関は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- ④第三者機関は、あっせんによっては(1)の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- ⑤第三者機関は、②のただし書により助言若しくはあっせんを行わないこととしたとき、助言を行ったとき若しくはあっせんが終了したとき、又は④によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(趣旨等)

- (ア) 助言・あっせんについて、第三者機関に行わせるための根拠規定を設ける。
- (イ) 申立てのあった事案が、助言・あっせんの解決に適さない場合なども考えられるため、例外として、助言又はあっせんを行わない場合も規定する。
- (ウ) 助言・あっせんのために協議会が調査も行う必要がある場合が考えられるため、関係人の出席要求などの権限を付与する。
- (エ) あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続であり、これによる解決の見込みがないときは、その手続を継続することが困難であることから、打ち切りの規定を設ける。

【打ち切りを行う場合として考えられるもの】

- 相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- 当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。

(4) 勧告

- ①第三者機関は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して差別事案に該当する行為をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを求めることができる。
- ②知事は、①の求めがあった場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- ③知事は、②の勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(趣旨等)

- (ア) 第三者機関が行う助言・あっせんに当事者が従わない場合も考えられるため、他の道府県の条例を参考としつつ、知事による勧告について定める。
- (イ) 勧告が事業者等の活動に影響を与えることも考えられることから、手続の適正を担保するため、意見聴取の手続を定める。

(5) 助言及びあっせんの状況の公表

第三者機関は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

(趣旨等)

- 第三者機関が行う助言・あっせんの内容は、第三者による公正中立な判断として、他の差別事案の防止や解決のためにも役立つと考えられることから、事案の概要や助言・あっせんの内容を公表する規定を設ける。